

事業者排出量削減計画書 (新規・変更)

(あて先) 京都府知事	平成 18 年 9 月 28 日
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 4 8 8 番地	京都市長 榎本 頼 電話 0 7 5 - 2 1 3 -

京都府地球温暖化対策条例第18条第1項 (第18条第2項、第18条第3項) の規定により提出します。

特定事業者の主たる業種	地方自治体：京都市役所 (交通局、上下水道局を除く)
-------------	----------------------------

該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者 (大規模エネルギー使用事業者 (原油に換算して1,500キロリットル以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者 (大規模運送事業者 (トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)) <input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者 (その他の温室効果ガスの大規模排出事業者 (二酸化炭素に換算して3,000トン以上))
-----------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

計画期間	平成 17 年 4 月 ~ 平成 20 年 3 月
------	---------------------------

基本方針
本市は、平成17年2月16日に発効した京都議定書誕生の都市として、市民、事業者等の参加と協働により、環境共生型都市の実現に向け、環境をあらゆる政策の基本として取り組み、以下のことを目的として温室効果ガス削減を図ります。
 ①市内有数の大規模事業者として、自らの事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量の削減に努め、本市の目指す削減目標及び我が国に課せられた削減目標の達成につなげます。
 ②率先した取組を進め、公表することにより、市民、事業者の参加と協働による取組の推進を図ります。
 ③事業者としての取組を推進することにより、本市職員の地球温暖化問題に対する関心を向上させ、全庁を挙げた地球温暖化対策の推進を図ります。

推進体制
京都市地球温暖化対策推進本部のもと、率先実行検討部会、環境管理実行部門で構成する。
 なお、環境管理実行部門は各局、区役所・支所等ごとに設置し、局等実行責任者、局等事務局、職場実行責任者、職場実行副責任者で構成する。

年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	計画内容	
			17~19	事務系部門
17~19	事業系部門	・廃棄物処理事業では、ごみの減量・リサイクルを進め、温室効果ガス排出量を17.6%削減する。 ・市場運営事業では、食品の安全・安心の確保を図りながら、エネルギーなどの使用削減に努め、温室効果ガス排出量を0.6%削減する。		
17~19	市民サービス系部門	市民サービス系部門では、サービスの向上等により温室効果ガス排出量の増加が見込まれる。病院事業においては、医療サービスの低下を招かない範囲でエネルギーの使用削減に努め、温室効果ガス排出量を0.8%削減する。また、教育関係 (学校・園) 事業では、学校冷房化などにより、温室効果ガス排出量が増加する見込みですが、可能な限り温室効果ガス排出削減に努める。		

温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度 (実績)	目標年度 (計画)	削減率 (計画)
		(16) 年度 (二酸化炭素換算 (t))	(19) 年度 (二酸化炭素換算 (t))	
A	事業所等排出区分	73,797 t	70,653 t	-4.3 %
B	輸送車両排出区分	t	t	%
C	その他排出区分	191,632 t	159,252 t	-16.9 %
	排出合計	*1 265,429 t	*2 229,905 t	-13.4 %

その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度 (計画)			
		取組量等		(二酸化炭素換算 (t))	
森林の保全及び整備	(整備面積)	ha	(吸収量)	t	
府内産の木材の利用	(利用量)	m ³	(削減量)	t	
自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(売電量)	kwh	(削減量)	t	
	(熱供給量)	GJ	(削減量)	t	
グリーン電力の購入	(購入量)	kwh	(削減量)	t	
	削減量等合計		*3	t	

差引排出量	基準年度 (実績)	目標年度 (計画)	削減率 (計画)
(排出合計 - 削減等合計)	*1 265,429 t	(*2) - (*3) 229,905 t	-13.4 %

特記事項
 ・クリーンセンターでは、省資源、代替エネルギーの確保が求められている中、廃棄物発電による間接的な温室効果ガスの排出抑制を目指しており、計画期間中に発電量を約21% (約3.6万kwh、二酸化炭素約1.4万トン相当) 増加させる。
 平成16年度発電量176,582千kwh (二酸化炭素66,748トン相当)
 平成19年度発電量213,034千kwh (二酸化炭素80,527トン相当)
 ・市役所本庁舎及び消防庁舎では、ゼロ・エミッションを推進し、ごみの分別を徹底し、リサイクル率を95%以上にする。